

精華町北部地域包括支援センター 指定介護予防支援事業運営規程

(事業の目的)

第 1 条 精華町北部地域包括支援センターが実施する介護予防支援事業（以下、「本事業」という。）は、要支援者等からの相談に応じ、要支援者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 本事業は、利用者が要介護状態になった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 事業の運営にあたっては、精華町及び他の指定居宅サービス事業者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 精華町北部地域包括支援センター
- (2) 所 在 地 : 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字笛竹 4 1
- (3) 実施主体 : 社会福祉法人力カトリック京都司教区カリタス会

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 本事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤兼務 1 名）

管理者は、本事業にかかる従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 保健師又は経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、3 名（常勤専従 3 名）

要支援者等からの相談に応じ、要支援者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整等を行う。

- (3) その他補助職員業務の状況に応じて配置する。

第2号の職員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 介護予防支援事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 平日（祝祭日、12月29日～1月3日を除く）
- (2) 営業時間 8時30分～17時15分
- (3) 休日、早朝、夜間に關しては電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 本事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の自宅とする
 - (2) 使用する課題分析票の種類は、厚生労働省が発行する地域包括支援センター業務マニュアルに基づく課題分析票を使用する。
 - (3) サービス担当者会議の開催場所は、事業所、利用者の自宅又は介護予防サービス事業所等とする。
 - (4) 事業所は、指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスの実施状況、利用者の状態等に関する報告を、月に1回以上、電話又は訪問により聴取する。
 - (5) 職員の居宅訪問頻度サービス提供開始月、サービス評価期間終了月及びサービス提供は、開始月から起算して3カ月に1回利用者宅を訪問するほか、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ隨時訪問する。
 - (6) 利用者への居宅訪問をしない月においては、可能な限り、指定介護予防サービス事業所等への訪問等の方法により、利用者と面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者と連絡を行うものとする。
- 2 事業所は、事業の一部について、指定居宅介護支援事業者に委託して行うことができるものとする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施範囲は、精華町内 精北小学校区、川西小学校区とする。

(利用料等)

第8条 本事業を提供した利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

2 実施地区以外の利用者から要請があった場合、その交通費については以下の額を徴収することができる。

- (1) 精華町内 無料
- 精華町外 片道5km未満 200円

片道 5km 以上 10km 未満 300 円
片道 10km 以上は 1km 毎に 100 円加算する

(2) 交通機関、タクシーを利用した場合は実費額

3 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議する。

4 費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。又、支払いを受けた場合は、当該利用料の額等を記載した提供証明書を利用者に対して交付する。

(秘密の保持)

第 9 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第 10 条 事業者は、職員の資質の向上のために、必要な研修を確保するものとする。

(事故発生時の対応)

第 11 条 職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、直ちに利用者の家族等への連絡その他の必要な措置を講ずるとともに、管理者等に報告しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第 12 条 事業所は、設備、備品、職員、会計等に関する記録及び関係機関との連絡調整その他事業の運営に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項の記録の保存期間は、完結の日から起算して 2 年を経過した日の属する年度末までとする。

附則

この運営規程は 平成 27 年 2 月 1 日から施行する

この運営規定は 平成 27 年 4 月 1 日から施行する

この運営規定は 平成 28 年 4 月 1 日から施行する

この運営規定は 平成 29 年 4 月 1 日から施行する

この運営規定は 平成 30 年 4 月 1 日から施行する

この運営規定は 平成 31 年 4 月 1 日から施行する

この運営規定は 令和 2 年 4 月 1 日から施行する

この運営規定は 令和 3 年 4 月 1 日から施行する

この運営規定は 令和 4 年 4 月 1 日から施行する

この運営規定は 令和 5 年 4 月 1 日から施行する

この運営規定は 令和 6 年 4 月 1 日から施行する

この運営規定は 令和 7 年 4 月 1 日から施行する